

志木市開発許可申請書等の作成要領 (公告前の建築等承認申請書の抜粋)

公告前の建築等承認申請 (市規則第11号様式)

開発許可を受けた開発区域内の土地で、工事完了公告前に建築物を建築又は第一種特定工作物を建設する場合は、承認を必要とします。この承認は開発行為の工事の進捗状況からみて、許可権者が支障ないと認めた場合に限ります。(法第37条)

この承認を受ける場合は、「公告前建築等承認申請書」2部に次の図面及び工事進捗状況報告書（工程表、写真等を添付）を添えて志木市に提出します。

添付図書

図面名称	標準縮尺	明示する事項	備考
位置図	1／15,000	申請地の位置（朱書）	
土地利用計画図	1／500	敷地の位置（朱書）	
配置図	1／100	方位、建築物の位置	

※ 開発行為許可申請の際に添付した資金計画書に建築物又は第一種特定工作物の工事費が含まれていない場合は、新たに資金計画書、残高証明書及び融資証明書を添付してください。